

同一生計に関する誓約書（軽自動車税（種別割）減免用）

登録番号 又は 車台番号			
	氏名	住所	
納税義務者			
障がい者		<input type="checkbox"/> 納税義務者と同じ	施設名（施設入所の場合）
運転者		<input type="checkbox"/> 納税義務者と同じ	
同一生計等の内容（①及び②の各項目について少なくとも1つずつレ点の記入が必要です。）			
①車の使用状況に関すること <input type="checkbox"/> 障がい者の治療や透析・検診など通院のため <input type="checkbox"/> 障がい者の通勤のため <input type="checkbox"/> 障がい者の通学のため <input type="checkbox"/> 障がい者の通所のため <input type="checkbox"/> 障がい者の仕事のため		②同一生計に関すること <input type="checkbox"/> 生活費、学資金、療養費等 <input type="checkbox"/> 公共料金や家賃等 <input type="checkbox"/> 通院や通学等の際にかかる経費 <input type="checkbox"/> 施設入所の際の経費 <input type="checkbox"/> 車両運行にかかる経費 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 施設入所中である重度障がい者があり、一時帰省など帰宅中はこの車を通院や外出に使用する（重度障がい：身障1・2級、療育A・A、精神1）		の負担があり、生計の全部又は一部を共にしている [ ]	
上記のとおり納税義務者、障がい者及び運転者が生計を一にしています。また、この車は障がい者のために使用することを誓約します。併せて、この誓約内容と異なる事実が発覚した場合は、直ちに該当する年度に係る軽自動車税（種別割）の納税を行います。			
（宛先） 新座市長		令和 年 月 日	
納税義務者		氏 名 電話番号	

◎ 「同一生計に関する誓約書」に関する注意事項

- 1 納税義務者、障がい者及び運転者が同居している場合(住民票上の住所が同じ場合)は、この誓約書の提出の必要はありません。
- 2 納税義務者と障がい者が扶養関係にある場合は、扶養関係が確認できる書類を提出してください。  
この場合、この誓約書の提出の必要はありません。
- 3 この誓約書は、納税義務者が記入してください。
- 4 表面「②同一生計に関すること」は、納税義務者と障がい者間の生計に関する負担又は納税義務者や運転者が車両運行に係る経費を負担している状況等を記入してください。
- 5 施設入所中の場合は、重度障がい以外の方は減免に該当しません。
- 6 誓約内容と異なる事実が発覚した場合、申請当初に遡って減免取消しになりますので御注意ください。